

事業名	海外展開促進事業費		
細事業名	海外展示会出展支援事業費	財務コード	817901
担当部課室	産業労働 部 新事業・経営革新支援 課 新分野進出 担当 (内線)		4656

事業の概要

実施期間	始期 H23 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助((公財)やまなし産業支援機構)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 県内中小企業	その対象をどのような状態にして 海外市場において、県内中小企業の取引拡大及び新たな市場開拓されている。	結果、何に結びつけるのか 県内中小企業の海外取引の拡大による県内産業の振興
	事業の内容 主にH27年度 (公財)やまなし産業支援機構が行う県内中小企業の海外展示会出展等を支援する事業に補助する。(県から機構への補助率10/10) 県からの補助を元に(公財)やまなし産業支援機構が行う県内中小企業の海外展示会出展支援内容(補助金) ・補助先: 県内中小企業 ・補助対象経費: 海外展開への出展に係る出展登録料、小間代、装飾代、工事費、国内・海外輸送費、通訳料、代理店手数料等、現地渡航費、滞在費、広報用映像資料作成経費。 ・補助率: 1/2 (やまなし産業支援機構から補助対象者への助成率) ・想定件数: 10件(実績16件) ・補助限度額: 600千円/件		
根拠法令等	山梨県海外展示会出展支援事業費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	26年度		27年度		28年度	29年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標 やまなし産業支援機構から中小企業への補助件数	14	10	16	10	10	活動指標 目標設定の考え方 予算額/補助限度額。 データの出典等 実績報告書	
	活動指標達成率(実績値/目標値)	160.0					
成果指標 補助を受けた中小企業が展示会等の会期中に商談のあった件数	123	100	147	100	100	成果指標 目標設定の考え方 1展示会出展に対して10件の商談 データの出典等 実績報告書	
	成果指標達成率(実績値/目標値)	147.0 %					
決算額又は予算額(千円) うち一財額	4,097		5,676	6,000	6,000	成果指標によらない成果 展示会出展の間接的メリットとして、販路開拓のみならず、競合企業や類似品等に関する情報、海外ユーザーのニーズを入手し、将来の新たな製品開発に役立つなどのメリットも期待できる。	
所要時間(直接分)	20 時間		20 時間	20 時間	20 時間		
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	20 時間		20 時間	20 時間	20 時間		
人件費1st 単位:千円(@2,044円×所要時間)	41		41	41	41		

これまでの事業の見直し・改善状況

【補助対象経費】 渡航費、滞在費、映像資料の作成経費の追加(H26年度から適用)
 ・渡航費や滞在費は、海外展示会出展経費の3~4割を占め、出展者の相当な負担となっており、その軽減を図り、海外展開を推進するため。
 ・広報用映像資料(英語・中国語等)の作成に要する経費を補助対象とすることで、企業広報の向上を図り、出展の効果を高めるため。

活動量と成果の判断(平成27年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか(「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定 H27年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
a	a	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2)事業は意図した成果を上げているか(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H27年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること 成果指標の達成率の値は高く、意図した成果を十分にあげていると評価できる。 また、成果指標によらない成果として、海外展示会に出展することにより、現地の雰囲気、市場の可能性、競合企業の状況等を知ることができ、直接その場で商談に繋がらなくとも、海外展開に向けての重要な情報収集を行う事ができた。
a	a	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
無	人口減少等により国内市場の縮小が懸念されるなか、中小企業が、新たな販路として、成長の見込まれる海外市場に目を転じて、その対策を支援するため、平成23年度に本事業を創設した。事業創設以降も、日本の経済成長が伸び悩むなか、アジア諸国の経済成長は継続しており、中小企業が海外展開に取り組む傾向は、今後さらに強まり、本事業の必要性が高まっていく。 そして、本事業は、活動指標・成果指標ともに達成率が高く、平成26年度・平成27年度においては2年連続で実績値が向上しており、今年度においても、本事業への応募が継続し、これまで同様の成果が見込まれるため、見直しの必要性は無い。	

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
予算要求時に 記入 予算編成後に 修正等		

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名:新事業・経営革新支援課

細事業名: 海外展示会出展支援事業費補助金

調書番号: 7

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H27 所要 時間 (h)	H28 所要 時間 (h)A	H29 所要 時間 (h)B	縮減等 B - A	具体的な業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 海外展示会出展支援事業費補助金	補助金の交付決定に係る業務	4月上旬	2	2	2	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
	実績報告書の書類チェック	3月下旬	13	13	13	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
	確定検査に係る業務	3月下旬	3	3	3	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
	補助金の支払いに関する業務	4月上旬	2	2	2	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため。
						0		
(小計)			20	20	20	0		
2						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			20	20	20	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

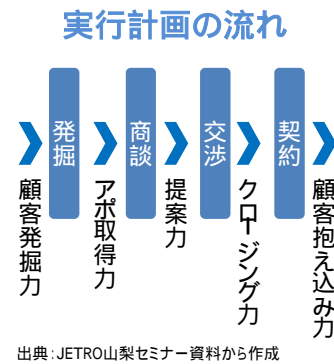
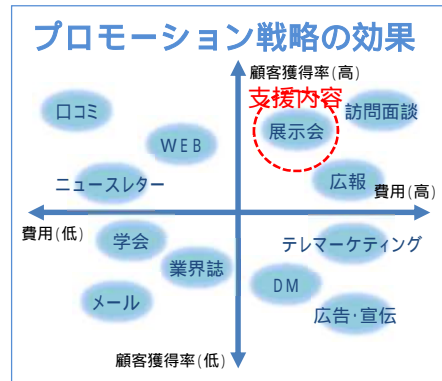
海外展示会出展支援事業費補助金（制度設計）

目的

公益財団法人やまなし産業支援機構が行う、県内中小企業（山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）のすぐれた工業製品の海外展示会への出展等を支援する事業に助成することにより、海外市場において、県内中小企業の取引拡大及び新たな市場開拓を促進する。

輸出を開始するための基本戦略と実行計画

- 輸出を開始するには、市場と競合の分析から当該事業で成功するための要件を見つけ出し、自社が誰に対してどのような価値を提供するのかを明確にするマーケティング戦略を立て、その後、実行計画に移行していく必要がある。
- 実行計画では、商談に繋がる効果的なプロモーション戦略を活用することが望ましい。



展示会活用のメリット

- 販路開拓、販売促進、テストマーケティング、調査、情報収集など幅広い活動を効率的に行うことが可能。
- 多数の企業・バイヤーが一堂に会するので、効率的な商談が可能

支援ターゲット・内容

ターゲットコンセプト

- 国内で生産、輸出することを奨励し、国内における設備投資を促進することにより、長期的に生産性向上を目指す。
- 地方創生に向け、地域経済を牽引する県内中小企業の取り組みを支援する。

[補助対象者]

世界に通用する高い競争力を有する製品を提供しようとする県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者。

展示会出展に向けたニーズ

- 出品料・ブース料は、開催地、展示会の性格などにより異なるが、ジェトロの最近の例での平均的価格帯（1ブース = 9㎡、輸送費別）は、海外の場合で **10～70万円程度**。
- その他に間接的コストとして、ブース装飾、PR用資料、アシスタント・通訳、輸送、出張旅費等が必要になる。
- 海外販路開拓は、企業や製品の認知度が低いこともあり **継続的な出展** により成果がでる場合も多い。

補助対象経費

県内中小企業が海外で開催される展示会、見本市等へ出展するために必要な次の経費に係る助成金

出展登録料		
小間（ブース）代		
小間（ブース）装飾代、工事費		
国内・海外輸送費		
通訳料		
国内・海外旅費（展示会の出展に必要な役員・社員等の出張旅費、ただし2名までに限る）		
PR用資料作成経費	助成金の率	助成金の限度額
代理店手数料等	1/2以内	1企業・1出展あたり60万円

事業の特徴

出展料以外で、中小企業にとって大きな負担となっているブース装飾、PR用資料作成、アシスタント・通訳、輸送、出張旅費などの間接的コストも補助対象とすることで、県内企業の海外展開を強力に後押し。

海外展示会出展支援事業費補助金（実績）

平成23年度

- 補助件数: 7件
- 交付額: 1,754千円
- 出展展示会:
 - 中国国際輸入製品博覧会(中国) 7件(1,754千円)
- 商談成立件数: 4件 (うち会期中の商談成立件数 3件)

平成24年度

- 補助件数: 13件
- 交付額: 3,258千円
- 出展展示会:
 - タイトロニクス(台湾) 7件(1,698千円)
 - セミコンチャイナ2013(中国) 1件(600千円)
 - 昆山賽格展示マッチング商談会(中国) 5件(960千円)
- 商談成立件数: 3件

平成25年度

- 補助件数: 5件
- 交付決定額: 2,428千円
- 出展展示会:
 - METALEX2103(タイ) 1件(443千円)
 - China International Optoelectronic(中国) 1件(600千円)
 - 韓国大邱国際機械産業2013(韓国) 1件(191千円)
 - 大邱国際自動化機器展(DAMEX2013)(韓国) 1件(196千円)
 - 昆山賽格電子市場(中国) 1件(1,000千円)
- 商談成立件数: 7件 (うち会期中の商談成立件数 1件)



平成26年度

- 補助件数: 14件
- 交付決定額: 4,097千円
- 出展展示会:
 - サブコンタイランド2014(タイ) 9件(2,708千円)
 - FBC上海2014(中国) 1件(253千円)
 - 第16回中国国際光電博覧会(中国) 1件(600千円)
 - 韓国機械産業振興会(韓国) 1件(278千円)
 - 上海ビジネスマッチング商談会(中国) 2件(259千円)
- 商談成立件数: 16件 (うち会期中の商談成立件数 1件)



平成27年度

- 補助件数: 16件
- 交付決定額: 5,676千円
- 出展展示会:
 - サブコンタイランド2015(タイ) 5件(1,715千円)
 - 第2回Mfairハンコク2015(タイ) 1件(501千円)
 - セミコン台湾(台湾) 1件(600千円)
 - 第17回中国国際光電博覧会(中国) 1件(600千円)
 - METALEX2015(タイ) 1件(600千円)
 - METALEX Vietnam2015(ベトナム) 1件(211千円)
 - 中国西部輸入品展覧会(中国) 5件(850千円)
 - フィアット・クライスラー・オートモービル商談会(米国) 1件(600千円)
- 商談成立件数: 6件(H28.6現在) (うち会期中の商談成立件数 0件)
(1年以内の商談成立見込み件数: 85件)

端数処理の関係上、交付決定額と内訳の計が一致しないことがある。

山梨県海外展示会出展支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県海外展示会出展支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「財団」という。)が行う、県内中小企業(山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)のすぐれた工業製品の海外展示会への出展等を支援する事業(以下「補助事業」という。)に助成することにより、海外市場において、県内中小企業の取引拡大及び新たな市場開拓を促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業に必要な経費であって、別表に掲げるもののうち、必要かつ相当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第6条 財団は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第7条 財団は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 財団は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 財団は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は前条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金

の額を確定し、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を財団に交付するものとする。

(補助金の経理)

第11条 財団は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区別し、補助事業に係る経理の収支を明らかにしておくとともに、これに関する帳簿及び証拠書類を補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月5日)

1 第3条の規定にかかわらず、平成25年度に限り、補助金は、補助事業に必要な経費であって、次表に掲げるもののうち、必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

表<略>

2 この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

附 則(平成26年3月10日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(補助対象経費)

区分	内 容
助 成 金 (右欄に掲げる ものに限る。)	1 対象経費 県内中小企業が海外で開催される展示会、見本市等へ出展するために必要な次の経費に係る助成金 (1) 出展登録料 (2) 小間(ブース)代 (3) 小間(ブース)装飾代、工事費 (4) 国内・海外輸送費 (5) 通訳料 (6) 国内・海外旅費(展示会の出展に必要な役員・社員等の出張旅費、ただし2名までに限る。) (7) PR用資料作成経費 (8) 代理店手数料等 2 助成金の率 1 / 2 以内 3 助成金の限度額 1 企業・1 出展あたり60万円